

審査基準

平成30年1月4日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の14第3項
処分の概要：年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： ○ 銃砲刀剣類所持等取締法 第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会） 第9条の14第3項 ○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 第1条（届出及び申請の手続） 第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請） 第82条（年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：3日（行政庁の休日は含まない。ただし、書換えにあつては1日）
申請先：あなたの住所地を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：同上
備考：